

## 新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、新潟市児童福祉法施行細則（平成8年規則第8号。以下「細則」という。）に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号若しくは第2項又は法第33条の6第1項の措置等に要する費用を支弁した市長が、同法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置等に要する費用の全部又は一部を徴収する事務に関し、新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則（昭和36年規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、次のとおりとする。

- (1) 措置権者とは、新潟市事務委任規則（昭和44年規則第31号）第2条により、市長の権限に属する事務を委任された児童相談所長をいう。
- (2) 措置児童等とは、措置権者が法27条第1項第3号又は法第27条第2項に規定する措置を採り、若しくは法第31条に規定する保護期間の延長を認め、入所施設（児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関、乳児院、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）及び里親をいう。）に入所させた者又は法第33条の6の規定する決定により、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）に入居した者をいう。
- (3) 扶養義務者とは、民法（明治29年法律第89号）第725条第2号の規定による配偶者、同法第877条第1項の規定による直系血族（父母、祖父母、養父母等をいう。）及び兄弟姉妹並びに前記を除く3親等内の親族（叔父、叔母等をいう。）で家庭裁判所が特別の事情があるとし扶養義務を負わせた者をいう。
- (4) 障害児入所施設とは、法第42条に規定する福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設、法第27条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。
- (5) 階層認定対象者は、次のとおりとする。
  - ア 自立援助ホームの場合は、措置児童等のみを階層認定対象者とする。
  - イ 入所施設の場合は、措置児童等及び当該措置児童等と同一の世帯に属して生計を一にしている扶養義務者（措置児童等の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主権者である場合）を含む。）を階層認定対象者とする。なお、前記を除く3親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情があるとして扶養義務を負わせた場合は、当該親族も階層認定対象者とする。
- (6) 費用負担者とは、措置権者が徴収するために納入通知をする相手方であり、措置児童

等及び扶養義務者のうち費用負担者として最も適当な者（費用徴収の対象とならない者を除く。）をいう。

（注） 一般に父母がいるときは、父母のうち家計の主催者が、扶養義務者の中で費用負担者として最も適当な者となる。

(7) 徴収金とは、細則第39条の規定により市長が費用負担者から実際に徴収する費用の額をいう。

（申 告）

第3条 扶養義務者又は措置児童等は、当該年度市町村民税納税通知書の写し又は課税証明書及び前年分所得税の確定申告書の写し、納税証明書、源泉徴収票の写し等を添付し、措置権者が別に定める日までに措置権者に別記様式第2号による世帯構成及び課税状況等申告書（以下「課税状況等申告書」という。）を提出するものとする。

2 措置等の開始に際しては、措置権者は、扶養義務者及び措置児童等に対し、費用徴収の趣旨を十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。また、階層区分変更の原因となるような扶養義務者及び措置児童等の収入、支出状況、課税状況及び世帯構成等に変動があった場合は、速やかに届け出るよう指導するものとする。なお、当初費用負担のない者に対しても、後に費用負担者となる場合がある旨を説明しておくものとする。

3 年度途中における新規措置等の取扱いについては、第1項に準じて提出させるものとする。

（調査及び確認等）

第4条 措置権者は、課税状況等申告書が提出された場合において、次の方法により調査及び確認等を行うものとする。

(1) 世帯構成の確認は、必要と認められる場合については、戸籍謄本及び住民票写等により行うものとする。

(2) 扶養義務者が生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）であるときは、被保護証明書等で確認するものとする。

(3) 当該年度の市町村民税納税通知書の写し又は課税証明書等の提出を求めて確認するものとする。また、必要と認められる場合は、その課税状況を当該市区町村に照会し確認するものとする。なお、市町村民税は、課税年度の開始する年の1月1日に、当該市町村に住民登録している者を対象として、前年の1月1日から12月31日までの所得に対して、課税年度内に課税されるものである。したがって、前年1月1日の居住地が、現居住地と異なるときの照会先は、前居住地の市区町村役場となる。また、住民税は、市町村民税と都道府県民税とにわかれるが、階層認定の対象は、市町村民税のみとする。

(4) 給与所得等で源泉徴収されている者については、前年分所得税の源泉徴収票の写しの提出を求めて確認するものとする（年末調整済みであることを要する。）。また、申告所得者については、前年分所得税の納税証明書、確定申告書の写し又は決定（更正）通知書

等の提出を求めて確認をするものとする。なお、必要と認められる場合は、その課税状況を税務署に照会し確認するものとする。

- (5) 課税額が確認できない場合の取扱いについては、住民登録をしていないことなどの理由で課税もれになっている場合、又は無申告などにより課税額が確認できない場合並びに年中途の就退職により年間の課税額が明らかでない場合は、扶養義務者から課税対象年の収入状況等を報告させて税額の推定認定を行うものとする。また、課税額が未確定の場合の取扱いは、第6条第5項第2号の規定によるものとする。
- (6) 所得税の納税が源泉徴収だけの世帯では原則として12月の年末調整が終了すれば税額が確定されるが、申告世帯については2月16日から3月15日までの間、確定申告をまって確定することになっている。

#### (扶養義務者等の認定)

第5条 扶養義務者、階層認定対象者及び費用負担者（以下「扶養義務者等」という。）を決定するときは、まず措置児童等の属する世帯（以下「出身世帯」という。）の認定を行うものとする。

2 出身世帯の認定については、措置児童等と同一の世帯に属して生計を一にしている者を、原則として同一世帯員（以下「家族」という。）として認定するものとする。なお、居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいう。

- (1) 出稼ぎをしている場合
- (2) 行商又は勤務等の都合により別居しているが、生活費を仕送りしている場合
- (3) 病気治療のため病院等に入院の場合
- (4) その他生活保護法の取扱いに準じ、同一世帯として認定することが適当である場合

(注1) 「世帯」とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められる一つの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、いわゆる世帯分離を行っている場合、そのことのみをもって別世帯であるとは認められないものとする。

(注2) 措置児童等の出身世帯が移動した場合は、移動先をもって出身世帯とする。

(注3) 自立援助ホームの場合は、措置児童等のみをもって出身世帯とする。

3 扶養義務者等の認定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 扶養義務者等の認定は、毎年度見直しをすることを原則とする。ただし、現に認定している扶養義務者等が死亡した場合等は、その都度見直しを行うものとする。
- (2) 認定の時期は、措置等開始ケースについては措置等開始日をもって行い、措置等継続ケースについては毎年7月1日をもって行うものとする。

#### (扶養義務者等の階層区分の認定)

第6条 措置権者等は、第4条により調査及び確認等行った課税状況等申告書等に基づき、措置児童等及び扶養義務者等の税額等を決定し、規則別表第1及び別表第2に定める階層区分

を認定するものとする。ただし、規則別表第2については規則附則別表に定めがある場合は、規則附則別表の規定による。

2 階層区分の認定については、次に掲げる課税額により行うものとする。

- (1) 自立援助ホームの場合は、措置児童等のみの課税額とする。
- (2) 入所施設の場合は、措置児童等及び当該措置児童等の直系血族、兄弟姉妹等（その世帯における家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者について、それらの者の課税額の合算額とする。
- (3) 兄弟姉妹等が前号で規定する家計の主宰者となる場合は、次のとおりとする。
  - ア 措置児童等を所得税の算定上扶養控除の対象にしている場合
  - イ 措置児童等を健康保険等において扶養家族としている場合
  - ウ その世帯において最多収入、最多納税の者である等を総合的に勘案して認められる場合

3 各階層別の認定については、次のとおりとする。

- (1) A階層については、次のとおりとする。
  - ア 措置児童等の属する世帯が当該年度の市町村民税及び前年分の所得税の有無にかかわらず、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給世帯である場合は、A階層と決定するものとする。
  - イ 生活保護法における保護の停止期間中も生活保護法による被保護世帯として取り扱うものとする。
  - ウ 措置児童等の属する世帯が月の途中で生活保護法による被保護世帯となった場合は、この翌月をもってA階層に変更するものとする。
  - エ 生活保護法による保護の開始、廃止状況の把握に遺漏のないよう取り扱うものとする。
- (2) B階層については、次のとおりとする。
  - ア 措置児童等の属する世帯がA階層に該当せず、かつ、当該年度の市町村民税を課税されていない場合は、B階層と決定するものとする。
  - イ 当該市町村の条例等で災害、貧困その他特別の事情により、当該年度の市町村民税を全額免除された場合は、B階層とみなすものとする。（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条）
  - ウ 前年分の所得税が課せられていても、当該年度の市町村民税が非課税の場合は、B階層とする。なお、市町村民税が非課税とされる者は、前年中において所得を有しなかった者、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の所得が一定額以下の者等である（地方税法第295条参照）。
- (3) C階層については、措置児童等の属する世帯がA階層及びB階層に該当せず、かつ、前年分の所得税を課せられていない場合はC階層とし、当該年度の市町村民税均等割のみ

を課せられているときはC 1 階層，所得割が課せられているときはC 2 階層に決定するものとする。

- (4) D階層については，措置児童等の属する世帯がA階層及びB階層に該当せず，かつ前年分の所得税を課せられているときはD階層とし，その課税状況によりD 1 階層からD 1 4 階層までに決定するものとする。

(注) 前年分の所得税を課せられているが故に直ちにD階層とすることなく，当該年度の市町村民税の有無を確認するものとする。

- 4 階層認定は各月初日（月の途中で入所した措置児童等については，その月の初日をいう。）に行うものであるが，A階層を除いては，階層区分の性格上徴収基準の改正があった場合，認定対象者に変動があった場合等を除けば，年1回階層認定をすれば足りるものである。なお，認定の時期は，措置等開始ケースは措置等開始日をもって行い，措置等継続ケースは毎年7月1日をもって行うものとする。

- 5 その他留意事項については，次のとおりとする。

- (1) 1月から6月までの間に新たに措置等を受けた場合においては，所得税については前々年分の課税額により，また市町村民税については前年度分の課税額により認定を行うものとする。

- (2) 7月に至っても前年分所得税額が確定されない場合は，確定までの間，前々年分所得税額により認定し，前年分が判明した時点で当初認定時にさかのぼって再認定をするものとする。また，この場合は，当初の決定通知書に前年分の所得税の課税状況が判明した時点で再認定する旨の文書を同封するものとする。なお，前年分所得税額が確定されないまでの間は規則附則別表を適用しないものとする。

- (3) 第4項に定める認定の時期以外における階層の再認定については，次のとおりとする。

ア 措置等開始日又は7月1日をもって階層認定をした世帯において，第2条第6項に掲げる階層認定対象者に増減があった場合は，その月の翌月（その日がある月の初日に当たる場合は，その月。以下同じ。）の初日において新たに階層認定を行い，徴収金を決定するものとする。

(例1) 次の場合は，父又は姉は認定の対象から外される。したがって，父又は姉の課税額を控除して新たに階層認定を行うものとする。

- a 階層認定対象者である父が死亡した場合
- b 階層認定対象者である姉が結婚して転出した場合

(例2) 次の場合は，兄又は叔父は階層認定の対象とされる。したがって，兄又は叔父の課税額を加算して新たに階層認定を行うものとする。

- a 扶養義務者である兄が転勤のため転入し，措置児童等と同一の世帯に属し，その世帯における家計の主宰者となった場合
- b 三親等内である叔父が，家庭裁判所から特別の事情があるとして特に扶養の義務を負わされた場合

イ A階層以外の階層に認定された世帯が生活保護（単給世帯を含む。）の開始を受けた

ときは、その月の翌月の初日においてA階層として認定するものとする。また、A階層として認定されていた世帯で生活保護の廃止があったときは、課税状況等の調査により、その月の翌月の初日において新たに階層認定を行い、徴収金を決定するものとする。なお、新潟市児童福祉施設負担金等減免取扱要領により、生活保護の開始月からの徴収金について、申立の有無によらず、減免できるものであるため、十分に配慮するものとする。

ウ 措置等開始日又は7月1日をもって階層認定をした世帯において、階層認定対象者につき修正申告、更正及び決定等（以下「更正、決定等」という。）により当初確認した前年（当該年度）分の課税額に変更が生じたときは、その月の翌月の初日において新たに階層認定を行い、徴収金を決定するものとする。

エ アからウまでに掲げる以外の特別の事情により、第4項に定める認定の時期以外において階層の再認定が必要と認められる場合は、これを認定するものとする。

オ 第4項に定める認定の時期以外において、アからエまでに掲げる事由により階層の再認定をした世帯がその後、さらにアからエまでに掲げる事由により階層の再々認定の必要が生じたときは、その時点において新たに階層を認定し、徴収金の決定をするものとする。なお、その後において、また同様の事態が生じたときは、同様の手続を執ることとし、以下これを繰り返すものとする。

(4) 特殊なケースの階層認定については、次のとおりとする。

ア 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、規則別表第1備考4により世帯の徴収金は0円とするが、また、次のような事項に該当する場合は同様に扱うものとする。

(ア) 措置児童等の両親が死亡又は行方不明等の場合で扶養義務を負わされていない親族又は他人に養育されているいわゆる孤児については、B階層の単身世帯として認定するものとする。

(イ) 階層認定対象者のすべての者の住所が不明である場合いわゆる行方不明の場合には、B階層の単身世帯として認定するものとする。

(注) 住所不明として処理するときは、単に従来の住所を去ったことによるのみ住所不明とすることなく、住民基本台帳の調査、施設への照会等十分調査した上で認定するものとする。一度住所不明と認定されたケースについてもその住所の調査を継続すべきことは当然であるが、住所が判明したときは直ちに階層認定のための調査を行うこと。なお、住所不明のケースについては、少なくとも年1回は住民基本台帳の調査、戸籍の附票の調査又は施設への照会等により住所の把握に努めるものとする。

(ウ) 規則によるもののほか、次に掲げる場合は、母子世帯等とみなすものとする。

- a 祖父母（非課税）と父又は母（非課税）と児童の世帯
- b 祖父母（非課税）と児童の世帯
- c 家計の主宰者である兄弟姉妹（非課税）と児童の世帯

イ 提出された前年分所得税の源泉徴収票が年中途の就退職のものであるときは、この税額だけによって階層認定をすること無く、年間の所得を通算したものの提出を求めて階層認定をするものとする。また、年中途の退職者が再就職をした場合には、再就職先で年末調整を行うことになり、再就職しない場合には、確定申告によって税額を精算することになる。したがって、年中途で就退職をしたことが判明しているケースについては、あらかじめこの点に注意しなければならない。

ウ 提出された源泉徴収票が年末調整未済又は税額控除がされていないものであるときは、年末調整をした源泉徴収票の提出を求めて階層認定を行うものとする。

(注) 年末調整とは、給与所得者について毎月の給与から所得税の源泉徴収を行っているが、「毎月の給与の異動」、「扶養親族の異動」、「賞与等の支給」、「各種保険料の控除」等の理由によって毎月の給与から源泉徴収した税額とその年分の給与総額について計算した額とを比較してその過不足を精算することであり、給与だけの所得者については確定申告に代わる役割を果たすものである。

エ 家業専従者であった父母が独立した場合の所得税課税額の確認方法

(例) 措置児童等と生計を一にする父母以外の扶養義務者Aが自営業であり、父母は従事者としての給料の支給を受けていない場合(自営業をしている扶養義務者Aの被扶養者)で父母がその年中において世帯を分離して、自営業を開始し、又は他に就職した場合の階層認定は、扶養義務者Aの前年分所得税額をこの所得算定期間内に従事している者(AとAの被扶養者)の数により案分した額を父母の所得税額とみなし階層認定をして差し支えないものとする。

オ 措置児童等の父母が離婚した(事実上離婚の状態にある世帯を含む。)場合は、次によるものとする。

(ア) 離婚を協議中の者等、親権を放棄しようとしている者は、その世帯に属さないものとする。(認定の対象外)

(イ) 離婚世帯については、親権者(事実上の離婚世帯にあつては、現に親権を行使している者)の世帯を階層認定の対象とすること。したがって、親権者とその同一世帯内で同一の生計を営む措置児童等の扶養義務者が認定の対象となるものとする。

カ 父母が内縁関係にあり、父がその措置児童等を認知している場合は、婚姻世帯と同様に取り扱って差し支えないものとする(認知については、戸籍上父の名が記載されていれば足りる。)。また、認知していない場合でも父が実子であることを認めているときは、同様の取扱いとする。なお、認知していなくても養子縁組が成立しているときは、その養父が対象となるものとする。

キ 措置児童等の父又は母が継父又は継母である場合(養子縁組が存する場合を除く。)は、実母又は実父の課税額によって階層認定を行うものとする。

ク 養子縁組が成立した場合は、養子縁組が成立したときから養親世帯に属するものとして取り扱う。ただし、養子縁組が存在しても実親と同一世帯に属していると認められるときは、実親の課税状況により階層認定をしても差し支えないものとする。

ケ 入院、行方不明等突発的な事情のため一時的に児童を引き取った祖父母等については、その児童と一緒に生活した実態が一時的なものであって、当該祖父母等が当初から引き続き養育の意思がなかった場合は認定対象とはならないものとする。

コ 所得の確認が困難な場合の認定については、次のとおりとする。

(ア) 虐待などのケースにより扶養義務者等から課税状況の把握に協力が得られず、税務担当部局等に確認しても個人情報観点から協力が得られない場合は、平成16年3月18日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課編全国家庭福祉施策担当係長会議資料（別冊）15頁（費用認定に係わる階層区分の認定について）により、まず、B階層で認定し、扶養義務者等に働きかけて課税状況が明らかになった時点で再認定するものとする。

(イ) 扶養義務者等から協力を得られ、税務担当部局等に課税・閲覧照会しても課税状況を把握できない場合（未申告者）は、B階層で認定し、課税状況が明らかになった時点で再認定する。この場合、規則別表第1備考4を適用する。また、第6条第5項第2号と同様により規則附則別表を適用するものとする。また、上記(ア)、(イ)について再認定後の徴収金については変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。また、決定通知書に前年分の所得税の課税状況が判明した時点で再認定する旨の文書を同封するものとする。

（注1） 虐待等で課税資料、税照会承諾書が得られない場合はB階層「2,200」円とする。課税資料、税照会承諾書が得られれば、遡及して再認定するものとする。

（注2） 未申告でも課税資料、税照会承諾書が得られればB階層認定とする。この場合母子家庭等であればB階層「0」円とする。障害施設入所の場合は減額（市単）もするものとする。

## 第7条 削除

（費用徴収金額の決定）

第8条 徴収基準額は、その措置児童等単位に、次により算定した額とする。

(1) 第6条の階層区分の認定に基づき、規則別表第1及び規則別表第2により算定した額を徴収基準額とする。ただし、規則別表第2については、規則附則別表に定めがある場合は、規則附則別表の規定による。なお、算定した額に当該月の当該措置児童等にかかる次項により算定した支弁額が満たない場合においては、当該支弁額を徴収基準額とする。

(2) 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合は、規則別表第1備考5、規則別表第2備考5による。すなわち、最も多額の措置児童等に基準額を適用し、他の者についてはその徴収基準額（扶養義務者用）に0.1を乗じた額をもってその措置児童等の基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、法第21条の5の2の障害児通所施設給付費又は法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、規則別表第1備考5による。すなわち、児童入所施設に係わる徴収金額+児童入所施設に係わる徴



収金額×0.1×(当該世帯における施設入所児童数－1)を当該世帯に係わる上限額とし、その額がその月の利用者負担額を上回る場合はその額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は児童入所施設に係わる徴収金は0円とする。

2 各月の支弁額の算定方法については、入所施設及び自立援助ホームの各月のその措置児童1人当たりの支弁額は、第1号に規定する算式①により算定した額とするものとする。ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、第2号に規定する算式②によるものとする。なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、障害児施設のボイラー技士雇上費、里親手当は徴収の対象とならないものとする。

(1) 算式①は、その施設の事務費の月額保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式②において同じ。)＋事業費の各費目(里親手当除く。次の算式②において同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

(2) 算式②は、〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

3 月の途中で入退所した場合は、前項第2号の算式②により算定した額と徴収金基準月額を比較して、少ないほうを徴収金月額とする。

4 端数計算の方法は、この要領における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。ただし、健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

(費用徴収額の納入手続き等)

第9条 措置権者は、法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置を採るとき、又は法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施を行うことを決定したときは、別記様式第1号による階層認定兼徴収金決定調書により徴収金の額を決定し、費用負担者に対しては別記様式第4号による児童福祉施設費用徴収額(変更)通知書により通知するものとする。

2 第6条第4項又は第5項の規定にする更新若しくは再認定の必要がある場合で、別記様式第1号による階層認定兼徴収金決定調書により徴収金の額を決定したときは、費用負担者に対しては別記様式第4号による児童福祉施設費用徴収額(変更)通知書により通知するものとする。

3 収入調定及び納入通知書の送付については、次のとおりとする。

(1) 措置権者等は、第8条により決定した徴収金の額に基づき収入の調定を行うものとする。

(2) 措置権者等は、納入通知書を費用負担者に送付するものとする。

4 徴収金の払込みについては、次のとおりとする。

- (1) 費用負担者は、納入通知書により指定金融機関等へ納入期限までに徴収金を納入するものとする。
- (2) 費用負担者のうち、口座振替による納入を希望する場合は、別に定めるところにより徴収金を納入するものとする。

5 徴収金を納期限までに納入しない措置児童等、扶養義務者又は入居者があるときは、期限を指定して督促するものとする。（地方自治法第231条の3第1項）なお、徴収金について、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものである（法第56条第9項）。

（注） 徴収金に係る債権は、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。この場合、費用負担者は、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない。また、法令の規定により普通地方公共団体がする納入通知及び督促には絶対的な時効中断の効力が認められている（督促は最初のものに限り時効中断の効力を有すると解される）（地方自治法第236条）。

6 その他留意事項

(1) 徴収金の額の決定に誤りがあった場合については、変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。ただし、措置児童等又はその扶養義務者については、次により取り扱うことができるものとする。

ア 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合は、変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行うものとする。

イ 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合は、変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還するものとする。

(2) 措置費等の基準改定が遡及して実施される場合、扶養義務者がD14階層のときは、扶養義務者に係る費用徴収月額についても遡及して適用するものとする。なお、措置費等の基準改定の結果、返還額が生ずる場合は、措置費等の基準改定実施時期に遡及して変更認定し、返還するものとする。

(3) 措置児童等が死亡した場合、徴収金に未納があった場合の納入告知等は、その相続人に対して行うものとする。

(4) 扶養義務者が死亡した場合の徴収金の取扱いについては、前号と同様に行うものとする。

附 則

この要領は平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から実施する。（一部改正）

附 則

この要領は平成22年4月1日から実施する。（一部改正）

附 則

- 1 この要領は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項に掲げる規定以外の規定 平成28年1月1日
  - (2) 別記様式第4号の規定 平成28年4月1日  
(経過措置)
- 2 この要領の施行（前項第1号に掲げる規定の施行をいう。第4項において同じ。）前にこの要領（前項第1号に掲げる規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領（第4項において「旧要領」という。）の規定により提出し、又は交付された申告書その他の文書は、この要領による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領の規定により提出し、又は交付された申告書、その他の文書とみなす。
- 3 この要領の施行（附則第1項第2号に掲げる規定の施行をいう。）前にこの要領（附則第1項第2号に掲げる規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領の規定により交付された通知書は、この要領による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領の規定により交付された通知書とみなす。
- 4 この要領の施行の際現にある旧要領の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第9条関係）

（表）

階層認定兼徴収金決定調書											
決裁	所長	所長補佐	所長補佐	係長	係長	担当	担当	担当	担当	決定通知	納入通知
起案	年 月 日			決裁	年 月 日						
次のとおり階層区分を認定し、費用負担者の徴収金を決定する。											
徴収種別	階層	適用年月		徴収金基準額	徴収金	既調定額	合計額	児童数			
扶養義務者		年 月 から									
措置児童等		年 月 から									
なお、決裁のうえは別案により関係者に通知する。											
1 本人の収入状況											
氏名						措置等年月日					
生年月日						入所者住所					
収入				必要経費				対象収入			
参考											
20歳到達年月日											
2 世帯構成及び課税額の状況等											
続柄 氏名	生年月日	職業	課税額の状況等				前年 (年)分 所得税額	確認の 方法	備考		
			生活保護 法適用の 有無	当該年度(年度)分 市町村民税		課税状況					
				非課税の 有無	均等割有無					所得割有無	
上記のとおり本人の収入状況及び扶養義務者の課税状況等を調査確認しました。											
年 月 日											
調査確認者職氏名											

(裏)

記入要領

- 1 「徴収金基準額」欄： 新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則（以下「規則」という。）別表第1及び別表第2の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額を記載する。ただし、規則別表第2については規則附則別表に定めがある場合は、規則附則別表の規定による。
- 2 「徴収金」欄： 徴収金として費用負担者から徴収することに決定した金額を記載する。（実際に徴収する金額）
- 3 「児童数」欄： 同一世帯から措置している児童数を記載する。
- 4 「世帯構成及び課税状況等」欄： 措置児童等と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者のすべての者について記載する。
- 5 「前年（ 年）分所得税額」欄： 所得税額は徴収税額に規則別表第1備考2，規則別表第2備考2（ただし、規則別表第2については規則附則別表に定めがある場合は、規則附則別表の規定による。）に規定されている住宅取得控除額等を加えた金額を記入する。
- 6 「備考」欄： 年度途中における再認定の理由等必要事項を記入する。



(裏)

記入及び提出上のお願い

- 1 費用負担者（自立援助ホームの場合は入所児童等）が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。
- 2 氏名欄は入所児童等と同一世帯で生計を一にしている扶養義務者のすべての者について記入してください。なお、自立援助ホームの場合は、入所児童等についてのみを記入してください。
- 3 生活保護法適用の有無欄及び市町村民税欄は、有の場合は○、無の場合は×を記入してください。
- 4 提出時は今年度分市町村民税の納税通知書の写し又は課税証明書及び前年分所得税の課税証明書、確定申告書の控え、源泉徴収票等の写しを添付してください。（所得控除の状況欄に該当する場合は、必ず確定申告書の写しを添付してください。）

別記様式第3号 削除

第 号  
年 月 日

様

新潟市児童相談所長 印

児童福祉施設費用徴収額決定（変更）通知書

児童福祉法第56条第2項の規定によりあなたから徴収する額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

児 童 等 氏 名	
入所（居）施設名	
階 層 区 分	階層 (改定前 )
徴 収 金 の 額	円 (改定前 円 )
決 定 ( 改 定 ) 期 間	年 月 から 年 月 まで (改定前 から まで)
備 考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に審査請求することができます。
- この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



別記様式第 5 号 削除

別記様式第 6 号 削除